

企業結合と配当可能利益

一 序

企業結合⁽¹⁾会計は、株式会社社会計の中でも特に論争のあ
る会計テーマとしてよく知られている。この会計領域は
多くの重要な論点を含んでおり、とりわけアメリカでは
それをめぐる論議が一九四〇年代中頃からにわかに活発
化し、一九五〇年代に入り一般に認められた会計原則
(Generally Accepted Accounting Principles, 以下 G A
A P と略称する)として結実した。だが、それをもって
論争が終結したわけではない。いや、むしろ論争の輪を
広げて今日まで連綿として議論が続いているといってい
い。

ただ、企業結合会計をめぐる論議はややもすれば会計

固有の観点に偏り、会社法の観点とりわけその主たる規
制対象である配当可能利益との関係が閑却されてきたき
らいがある。しかしながら、この問題は株式会社社会計法
の中核的論点でもあり、その意味でももっと掘り下げた
考察が不可欠である。

そこで本稿では、企業結合会計論議がわが国に比して
はるかに進んでいるアメリカに焦点をあて、同国におい
て企業結合をめぐる G A A P と会社法との間に歴史的
にみられた乖離と接近の過程を浮き彫りにするとともに、
会社法への G A A P の導入の可能性、さらには両者の対
立の所在とその原因を探ることにする。

伊 藤 邦 雄

二 一九五〇年代までの会社法合併会計規定

アメリカの会社法で最初に合併における利益剰余金の承継をうたったのは、一九二七年ウイスクンシン会社法であるといわれている。同法の第一八二・一四条の第一項は、原則として無額面株式の対価の全額を資本金に計上しなければならぬとしながらも、「剰余金を有する現存企業の株式と交換に無額面株式を発行する場合には、当該剰余金は配当支払に充当しうる剰余金として保持することができる」と規定した。

ただ、この規定については、その解釈をめぐって二つの立場が対立している。一方はこの規定を合併における利益剰余金の承継を認めたものとする解釈であり、他方は単に株式の交換を定めただけで果たして合併の場合を指すのか疑わしいとする解釈である。

この点でまぎれもなく、合併における消滅会社利益剰余金の存続会社(新設会社)への承継を明定した会社法の嚆矢は一九二九年オハイオ一般会社法である。同法の第三八条(4)項は次のように規定している。

「二つまたはそれ以上の会社がこれまでにまたは今後、新

設合併ないし吸収合併したかまたはする場合、あるいは会社がこれまでにまたは今後、会社更生を行なったかまたは行なう場合にはいつでも、合併当事会社または更生前の会社の帳簿に記載されている利益剰余金は、それが表示資本に組入れられない限りにおいて、新設会社ないし存続会社または更生後の会社の帳簿に利益剰余金として計上することができる。」

いうまでもなく、配当計算基準として貸借対照表剰余金基準を採用する州会社法は、合併における利益剰余金の取扱をことさらに規定する必要はない。このことから合併会計規定とりわけ利益剰余金の承継に関する明文規定を設けている州会社法は、配当計算基準として利益剰余金基準を採用している州会社法と符合する。さらにまた、そのような州会社法は、利益剰余金の承継を義務づけるタイプ(強制型)と許容するタイプ(許容型)の二つに分類できる。

まず強制型は一九三三年イリノイ事業会社法、一九三三年ペンシルヴァニア事業会社法(第九〇七条)、模範事業会社法(一九五〇年版、第六九条第二項(8)号)などである。ここではイリノイ法の規定(第六九条第一項(8)号)を掲げておく。

「吸収合併または新設合併の当議会社の純資産のうち、当該合併の直前に配当可能であった総額（利益剰余金のこと——伊藤注）は、それが株式の発行またはその他の方法により表示資本に組入れられない限りにおいて、当該存続会社または新設会社によって引続き配当可能とされなければならない。」

次に許容型は一九三二年（および一九四七年）カリフォルニア一般会社法、一九三三年ミネソタ事業会社法（第二〇条第IX項）などである。ここでは一九四七年カリフォルニア法の規定（第四一七条）を示しておく。

「合併当事会社の帳簿に記載されている剰余金は、それが株式の発行またはその他の方法により表示資本に組入れられない限りにおいて、これを新設会社または存続会社の帳簿に場合に依りて利益剰余金または払込剰余金として計上することができ、かつ以後そのように取扱うことができる。」

なお、会社法が合併における利益剰余金の承継を許容ないし義務づけた趣旨については、主として二つの解釈論が示されている。一つは、合併の本質を財産（純資産）を対価とする株式の発行とみ、したがってそれから生ずる剰余金は払込剰余金（資本剰余金）にほかならないが、そうすると存続会社（新設会社）は合併による発

行済株式の増加に対応できるだけの配当可能利益をもつことができなくなる、だから会社法はその点を考慮して例外的に利益剰余金の承継を定めたとする解釈である。⁽⁶⁾ いま一つは、会社法は合併による消滅会社の権利義務の存続会社（新設会社）への包括的移転の一環として、当然に利益剰余金の承継を定めたとする解釈である。⁽⁷⁾

三 GAAPの形成と展開

企業結合会計を包括的に扱った最初のGAAP⁽⁸⁾は、AIAの会計手続委員会が一九五〇年に発表した会計研究公報（以下、公報と略称する）第四〇号⁽⁹⁾である。同公報は、一九四〇年代中頃からWernitz, Black, Fuld, Wilcoxon⁽¹⁰⁾らが参加して展開されてきた企業結合会計論争に一つの妥協点を見出し、それを文書化したものといつてよい。まず、同公報の要点を示そう。

一、この公報の目的は、会社合併の二つのタイプである持分プーリング（pooling of interests）と買収（purchase）とを区別し、それぞれのタイプに適合する会計処理を明らかにすることにある（par. 1）。
二、会計目的上、持分プーリングと買収との区別は次

の四つの規準によってなされる。①所有者持分の継続性、②合併当事会社の相対的規模、③経営者または経営支配権の継続性、④営業の類似性もしくは相互補完性。これらのうち最も主要な規準は①であるが、それとても決定的なものではなく、すべての規準が総合的に考慮されなければならない (Paris, 3)。

ハ、当該合併が買収とみなされる場合には、受入れた資産は取得会社の帳簿上に、その取得に要した貨幣額で測定された原価で記録されなければならない。もし現金以外の対価が支払われた場合には、その公正価値 (fair value) または受入れた財産の公正価値のうち、いずれかヨリ明確な額で記録されなければならない (par. 4)。

ニ、当該合併が持分プーリングとみなされる場合には、新たなアカウンタビリティーの基礎は生じない。したがって合併当事会社の資産の帳簿価額がそのまま引継がれるのみならず、留保利益も引継ぐことができる (par. 5)。

以上が公報第四〇号の骨子であるが、さらにこれらに

加えてあるいは関連して、ぜひ指摘しておくべき点がいくつかある。

第一に、同公報では「二つまたはそれ以上の会社が、それまで行なってきた経営活動を単一の会社で行なう目的で合一もしくは結合する」(傍点は伊藤) いわゆる法律上の合併に企業結合の対象を限定していることである (par. 1)。

第二に、持分プーリングと買収との区別が、吸収合併とか新設合併という法的区別や純資産の配当可能性に関する法的配慮とは切離して行なわれるべきことが明言されていることである (par. 3)。

第三に、当該合併が持分プーリングとみなされる場合に、当事会社の留保利益を引継ぐことが「できる」として強制されていないことである。

会計手続委員会はその後一九五三年に、会計研究公報第四三号⁽¹⁴⁾を公表し、前述の第四〇号をわずかの字句の修正をしただけで、その第七章C節に載録した。ここに買収・持分プーリング法という二元的企業結合会計がGAPとして再確認されたわけである。

一九五七年にいたり同委員会は再び「企業結合」と題

する会計研究公報第四八号⁽¹⁵⁾を発表した。第四八号は従来のG A A Pに比してはるかに詳細となっただけでなく、いくつかの点で重要な変更を加えた。

まず第一の大きな変更点は、従来は法律上の合併に限られていた企業結合の対象が拡張され、企業結合後も当事会社が別個の法人格をもつ親子会社として存続する場合をも包含するにいたったことである。

第二は、買収と持分プリーニングの区別規程が一部変更されたことである。第四八号で示されている規程は次の四つである。①所有者持分の継続性、②結合当事会社の相対的規模、③経営者または経営支配権の継続性、④営業の継続性 (Par. 5, 6)。

次に第三の変更点は、持分プリーニングの場合における留保利益の承継に関して従来のG A A Pが「できる」としていたのに対し、一転して「ねばならない」と改めた点である (Par. 9)⁽¹⁶⁾。これは決して些々たる変更ではない。会計処理に重大な影響を与える。

最後の変更点は、一九三二年にA I Aの株式取引所協力特別委員会によって勧告され、その翌々年にA I Aの会員によって採択された次のルールに関連する。

「取得 (acquisition) 前に創出された子会社の利益剰余金は、親会社および子会社の連結利益剰余金を構成しない。さらにまた、このような利益剰余金から声明されたいかなる配当も、親会社の収益勘定に貸記することはできない。」

このルールはその後二〇年以上にもわたって連結会計を支配し、その間、会社の取得にあたって利益剰余金の引継はできないものと解されてきた。

ところが、公報第四八号はこのルールからの離脱をはかった。すなわち、当該企業結合が持分プリーニングとみなされ、かつ当事会社がその後も親子会社として存続する場合には、連結貸借対照表において子会社の利益剰余金を合算するのが適切である、と指示したのである (Par. 10)。

四 会社法によるG A A Pへの対応

こうして一連の会計研究公報が発表されG A A Pが確立されたことに伴い、企業結合会計をめぐるG A A Pの立場と法律の立場とは二重の意味で乖離するにいたった。すなわちG A A Pは、一つに企業結合の法的形態よりも経済的実態を重視し、それに基づいて会計処理法を選択

適用すべきだとする方針を採用するとともに、二つに配当可能利益の算定という法的問題を企業結合会計の基本的視点からはずしたからである。

このような乖離傾向は、公報第四八号が企業結合の対象を法律上の合併以外にも拡張したことにより拍車がかげられた。そして、このことがG A A Pと会社法計算規定との乖離を法律家や立法関係者に認識させる重要な契機の一つとなったのである。

既に述べたように、従来より配当計算基準として利益剰余金基準を採る州会社法や模範事業会社法は、法律上の合併に限り消滅会社の利益剰余金を承継することを許容ないし義務づける明文規定を置いていた。しかし、このような規定が、一九五〇年代におけるG A A Pの進展に伴い会計実務に適合しえなくなったことは、あえて説明するまでもないであろう。こうして企業結合会計をめぐるG A A Pと会社法規定との懸隔の認識が、一九五〇年代終わりから一九六〇年代にかけて会社法結合会計規定の改正へとつながっていったのである。そして、そのような改正には、会社法の側からG A A Pを撰取し、それによって両者の懸隔を埋めようとするねらいが込めら

れていた。

各会社法の改正の内容を通観してみると、そこには三つの代表的ないし典型的なタイプがあることが認められる。

(i) 一九六二年改正模範事業会社法

まず第一のタイプの典型は、模範事業会社法(以下、模範法と略称する)の一九六二年改正にみられるものである。模範法は同年に改正されるまで、第二節で示した一九三三年イリノイ事業会社法の合併会計規定と文言こそいくぶん異なるものの同旨の規定を置いていた(第六九条第二項(8)号)。つまり法律上の合併に限り、当会社の利益剰余金を引継ぐことを義務づけていたのである。これに対し一九六二年の改正により、第十九条第三項に次の規定が新設された。

「吸収合併もしくは新設合併、または州内もしくは州外の他会社の発行済株式もしくは財産および資産の全部またはほぼ全部の取得にあたって、会社が既に株式を発行していたかまたは発行する場合には、本項に従わなければ第一項および前項の規定(株式発行対価の表示資本および資本剰余金への組入——伊藤注)に従って資本剰余金となるいかなる額も、

これを発行会社の取締役会によって利益剰余金に配分することができ。」

つまり法律上の合併のみならず、自社株式の発行を伴う他会社株式（または資産）の全部またはほぼ全部の取得というような企業結合についても、利益剰余金の承継を認めたのである。その理由について同法の注釈書は次のように解説している。

「この規定の新設は、会計業界による持分プリーニング概念の採用により促されたものである。しかし、本規定は会計実務より範囲が広いことに注意されたい。それは吸収合併、新設合併、営業譲受、支配権の獲得のようなあらゆるタイプの結合を含むが、会計専門家によって適用される経営者の実質的継続性やその他の判断規準を条件としない。」⁽¹⁷⁾

この解説により、われわれは改正理由さらには改正内容とGAAPとの差異を大づかみに把握することができる。なお、そのような差異の原因、および法律の立場からするGAAPの解釈や採否の過程については後述する。

(ii) 一九六七年改正イリノイ事業会社法

第二のタイプの代表は、一九六七年に改正されたイリノイ事業会社法である。同改正前のイリノイ法の合併会社規定は第二節で紹介した第六九条第一項(g)号である。

つまり自社株式の発行による他会社株式（または資産）の全部またはほぼ全部の取得という、実質的には法律上の合併と同じ効果をもつ企業結合⁽¹⁸⁾には、持分プリーニング法の適用と⁽¹⁹⁾りわけ利益剰余金の承継は認められていなかったのである。旧法のもとでは、そのような場合には現物出資と同様に、株式の発行によって受取った対価の価値が取締役会によって決定され(第一七条および一八条)、さらにそれが表示資本と払込剰余金とに配分されねばならなかったからである(第二條第一項(k)号および(l)号)。

これに対し一九六七年改正法は改正模範法と同様の企業結合にも利益剰余金の承継を認める一方、ただし書で模範法とは対蹠的に株式取得取引に限り、子会社が清算等によってその純資産が親会社に吸収されるまで当該利益剰余金からの配当支払を禁止した(第四一條第一項(i)号)。

改正法の起草にあたった会社法委員会が作成した持分プリーニングに関する報告書を読むと、やはりこの改正の

目的が基本的にはG A A Pとの調和をはかることにあつたことがわかる。というのは、同報告書は企業結合をめぐるG A A Pの発展、会計実務の趨勢、持分プリーング会計に対するWyattの批判等をかなり詳細に紹介・検討した後、次のように述べているからである。

「提出された改正法案は明らかに、会計士または少なくとも大部分の会計士が持分プリーング法の適用を認める場合を十分に包含するほど広範囲にわたっている」と。

(iii) 一九五九年および一九六三年改正ベンシルヴァニア事業会社法

第三のタイプは改正ベンシルヴァニア事業会社法である。一九五九年改正前のベンシルヴァニア事業会社法は、先の模範法やイリノイ法と同旨の規定を置いていた(第九〇七条)。したがって法律上の合併以外の企業結合には当会社の利益剰余金を承継する余地はなかった。

そこで、このようなG A A Pとの懸隔を背景として、一九五九年に「企業結合を十分にカバーする最初の近代的な制定法の一つ」といわれる改正法が一九五九年に制定されたのである。その結果、次のような規定が新設さ

れた。①新設合併もしくは吸収合併する場合、②自社の主として議決権付株式と交換に他会社の資産の全部もしくはほぼ全部を取得する場合、または③自社の主として議決権付株式と交換に他会社の発行済議決権付株式の全部もしくはほぼ全部を取得し、かつ当該他会社の清算等によってその資産の全部もしくはほぼ全部を取得する場合には、いつでも消滅会社または被取得会社の利益剰余金は、これを新設会社、存続会社または取得会社の利益剰余金として引継ぐことができる(第七〇四条F項)。

この規定で特に注意を要するのは、③の株式取得の場合である。これは模範法とももちろん違ふ。そうかといつてイリノイ法ともまた異なる。イリノイ法は利益剰余金としての引継は認めながらも、それからの配当支払を禁ずるのに対し、ベンシルヴァニア法は利益剰余金としての引継そのものを禁じているのである。

ベンシルヴァニア法の改正には、まだ先がある。一九五九年の改正に続いて、一九六三年に次のような規定が設けられた(第七〇二条A項第(4)号)。それは、会社が配当時または配当後に利益剰余金をもたないならば、当該会社とその子会社の連結利益剰余金の範囲内で当該会

(77) 企業結合と配当可能利益

社の資本剰余金から配当を声明し支払うことができる、
というものである。

これは先の第七〇四条F項の規定を前提とするものであり、彼此合して一つの配当計算規定をなす。では、これらの規定はいかなる会計処理を前提とし、またいかなる根拠のもとに設けられたのであろうか。やはり、ここでも旧法にはみられなかった株式取得取引（結合当事会社が親会社として存続）に限って検討してみよう。ただ、それには株式取得時点と取得後の処理に分けて論ずるのが適切なのであるが、本稿では企業結合会計に対象を限定しているので、ここでは前者についてのみ述べる。

いうまでもなく取得時点の処理は、借方・投資勘定の処理と貸方・株主持分諸勘定の処理の二つの側面からなる。問題となる持分プリーングとみなされる株式取得の場合、投資勘定の処理としては、起草者の説明によると、いろいろの方法が考慮されたが結局、持分プリーングの本質に照らして取得株式の簿価をもって、投資勘定に計上する方法が支持された。⁽²¹⁾ そうすると他方の貸方側は、第七〇四条F項により子会社の利益剰余金を親会社の帳簿上に引継ぐことができないので、取得株式の簿価と発

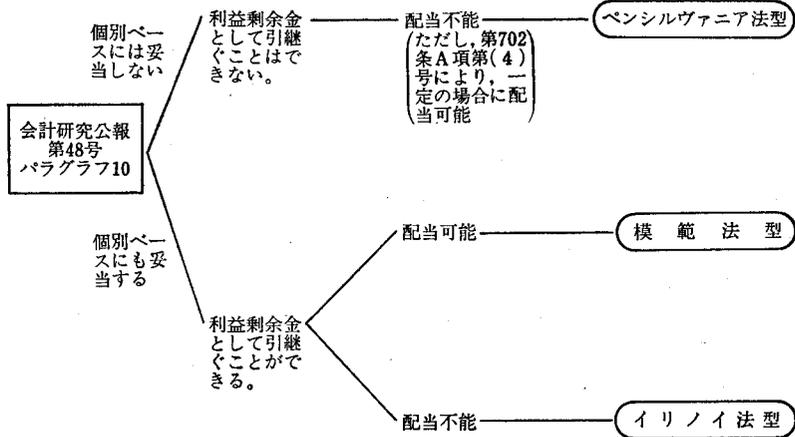
行株式の額面価額との間に差額があれば、それを資本剰余金として処理することになる。⁽²²⁾

親会社の帳簿でこのような処理をすると、配当可能財源を個別ベースで計算する限り、子会社の取得前の利益剰余金を親会社の配当可能財源に組込むことはできない。ところが連結貸借対照表では、前述の会計研究公報第四八号パラグラフ一〇の原則により連結利益剰余金として処理されている。いってみれば連結と個別で跛行的な処理がなされているのである。

先の第七〇二条A項第(4)号の規定は、このような処理法を前提とする。そして注意すべきは、子会社の利益を全く親会社の配当可能財源に反映させないのは必ずしも妥当な姿ではない、という理念が立法の根底にあったことである。ここにベンシルヴァニア法の配当規定の構造を説明するカギがある。すなわち、このような規定をすることにによって上述の理念をいかしながら、子会社の利益剰余金の処理をめぐる個別と連結との間のギャップを巧みに埋めることができるのである。一挙兩得である。

要するに、親会社に利益剰余金がある場合には子会社の利益剰余金を親会社の配当可能財源に反映させないと

第一図



いう厳格な取扱をする一方、親会社に利益剰余金がない場合には子会社の利益剰余金を反映させるといふ弾力的な取扱をしているのである。

以上の三つのタイプを図示すると第一図のようになる。

五 G A A P と会社法の食違い

前節では会社法結合会計規定の改正内容を三つに類別して検討した。そこで明らかになったことは、改正法の起草者がG A A Pの存在を強く意識し、基本的にはそれとの調和をできるだけはかろうと意図したということである⁽²³⁾。そして、そのような改正の特徴は、第一に利益剰余金を承継しうる企業結合の範囲を法律上の合併から自社株式をもってする株式取得(および営業譲受)にまで拡張したこと、第二に利益剰余金の承継を強制から許容へと緩和したことである。

では、会社法の側からするG A A Pの摂取ないし採否はどのようにして行なわれ、またその結果として両者の一元化が達成されたであろうか。この点を究明するにあたっては、いま一度G A A Pの特徴をはっきりさせておく必要がある。

G A A Pの力点は次の二つに要約することができよう。一つは企業結合を買収と持分プリーリングの二つのタイプに区別し、その区別規準として四つを明示したこと、いま一つはそれぞれのタイプに異なる会計処理法を要求したことである。以下では、この二点に焦点をあわせて検討を進める。

まず第一の点について。会社法は法律上の合併については持分プリーリング会計——利益剰余金の承継——の適用を全面的に認める一方、株式取得については自社株式の発行と他会社株式（または資産）の全部またはほぼ全部の取得という要件⁽²⁵⁾しか明定していない。これに対し、G A A Pは法律上の合併であると株式取得であるとを問わず、会社法が明定している要件以外に経営者や営業の継続さらには当社会社の相対的規模の近似という要件をも設けている。これから一見して明らかなのは、会社法が定める持分プリーリング会計の適用要件はG A A Pのそれよりはるかに緩く、かつその適用領域も広いということである。

では、持分プリーリング会計の適用要件をめぐるこのような差異はどうして生じたのか。いい換えれば、G A A

Pが掲げる四つの要件のうち、なぜただ一つの要件しか会社法に採り入れられなかったのか。実は、このような措置をとったことについて、改正法の起草者は十分な理由を用意していた。それをもっとも的確に表現しているのが Gibson である。彼の理由説明を要約して示そう。

持分プリーリング会計の適用要件はG A A Pにおいて会計目的には十分意味のある文言で述べられているが、それらの文言は法律規定になじまないし、またおよそ会社法の採りえないものである。もし会計処理法の選択を個々の企業結合の実態についての主観的な調査に依拠させるならば、不正がない限り何人もその取引形態を信頼することができるといふ会社法の伝統的な立法技術から逸脱してしまう。たとえば「ほぼ全部の所有者持分の継続」という要件に加えて経営者の継続までも要求されているが、会社法でこのような文言を用いて規定することは無理であろう。さらにまた、公正な会計慣行によって利益剰余金の承継が認められる取引であれば、いかなる場合にもそのような承継を認めるといふ法律を制定することは一層不満足である。なぜなら、そうすることは事實上、法律による統制を放棄し、すべての問題をその時

々に設定・運用される会計ルールに任せることになってしまふからである。第一、個々の企業結合が持分プリーングであるか否かの判定でさえ、時に異なることはよく知られているではないか。要するに、法律が客観的にして明確な規程を定めない限り、経営者や利害関係者はその法的な効果、たとえば利益剰余金額や配当可能利益額を前もって知ることができないのである。⁽²⁶⁾

これから、G A A Pの撰取を意図した改正作業は、会社法の伝統的な立法技術や理念に照らして批判的行なわれたことが知られる。すなわち、G A A Pの挙げる持分プリーング会計の適用要件は調査を要し、かつ主観が混入しやすいものであるため、明確を旨とする法律にそのすべてを採り入れることは不可能であったのである。これは見方をかえれば、ともすれば恣意的になりがちなG A A Pの要件に対する、会社法の側からの警告であった。

さらにまた、改正法がG A A Pよりも緩い定めをしたのには、もう一つの理由ないし意図があったと私は考える。それは端的にいえば、持分プリーング会計の適用要件をヨリ緩く定め、かつその要件に合致する場合にもそ

の適用を任意とすることによって、G A A Pとの摩擦を回避しようとする意図である。⁽²⁸⁾つまり会社法はG A A Pを包摂しうるだけの広さをもった柔軟な規定をすることによって、両者の間に一種の調和をはかろうとしたのである。

次いで第二の点について。G A A Pは買収と持分プリーングのそれぞれに異なる会計処理法の適用を義務づけているのであるが、そこで注意すべきは、受入資産（取得株式）の評価と株主持分の処理法とが切り離しがたく結びついていることである。これに対し、一部の例外を除く多くの州会社法はもっぱら利益剰余金の引継の可否についての規定し、他方の受入資産（取得株式）の評価については明文規定を置いていない。これから法律は、G A A Pとは対蹠的に二つの側面を別個・独立のものとして捉えているようにも思える。⁽²⁹⁾だが、このことは重大な意味をもつ。というのは資産評価のいかんによって、会社法が一般に明文規定を置いている剰余金の処理に関する、結合会社の帳簿に引継がれる剰余金の質——資本剰余金と利益剰余金の別——のみならず、剰余金の量——金額——も異なってくるからである。⁽³¹⁾さらにまた、

(81) 企業結合と配当可能利益

他方の資産評価の問題も単に貸借対照表価額の相違をもたらしのみならず、のれんの認識・評価ひいては損益計算にも重大な影響を及ぼす⁽³²⁾。

以上より、企業結合会計をめぐるG A A Pと会社法との調和いまだしの感がある。

六 会社法規定分岐の原因

既に明らかのように会社法改正の結果、似て非なる三つのタイプの企業結合会計規定が生まれた。では、等しくG A A Pへの対応をはかりながら、なぜそのような分岐が起こったのか。次にこの点についての私見を述べる。

結論から先にいうと、そのそもその原因は会計研究公報第四八号中のパラグラフ一〇で指示されている原則の不十分さ、および改正法の起草者によるその原則の解釈のズレにあった。以下、私見を敷衍論証する。

この原則については先にもふれたが、念のためそのままの形で引用しておこう。

「一つまたはそれ以上の結合当事会社が子会社として引続き存続し、かつその結合が持分プリーリングの要件に合致する場合には、連結貸借対照表において利益剰余金を合算するの

が適切である。」(傍点は伊藤)

実は、各タイプの会社法の起草者は、この原則とりわけ傍点部分に対して、会社法の立場すなわち配当可能利益の計算という観点から、それぞれ異なった解釈を下したのである。

まず模範法の起草者は、この原則を連結貸借対照表はもちろんのこと個別貸借対照表にも妥当すると広く解釈した。このような解釈に基づけば、子会社の利益剰余金は親会社の帳簿上に引継ぐことができ、さらに実際にそれを配当として支払うことができることはいうまでもない。改正法の第一九条第三項は、このような解釈の法文化にはかならない。

これに対しペンシルヴァニア法の起草者は、この原則は「残念ながら連結財務諸表にのみ妥当する会計原則しか表明しなかった」ため、「会計研究公報第四八号によって要求される剰余金の会計は、子会社の取得日およびその取得日と清算日との間は、個別会社ベースでは実行しえないことが明らかである」と解釈したのである⁽³³⁾。

他方、イリノイ法の起草者はこの原則を模範法と同じく個別ベースにも妥当するものと解釈し、したがって子

会社利益剰余金の親会社帳簿への引継を認めながらも、その配当可能性について模範法とは異なる厳格な立場を貫いたのである。

明らかに、会社法がそれぞれ異なる規定を設けるにいたった原因の一半は、公報第四八号が持分プリーングとみなされる株式取得取引における利益剰余金の承継が果たして個別ベースにも妥当するか否かについて言及しなかったことにある、もとはといえば、企業結合をめぐるG A A Pが法的配慮の放棄を表明したことにある。

さらに注目すべきことに、このような個別ベースに対するG A A Pの沈黙は、持分プリーングとみなされる株式取得取引における子会社利益剰余金の個別ベースでの処理法をめぐる、会計学テキストの間に混乱をもたらした。すなわち、子会社投資勘定を簿価で示し、子会社利益剰余金をそのまま引継ぐ処理法のほかに、あるテキストは投資勘定を発行株式の額面もしくは表示価額で記録する(貸方側は全額資本金として処理)方法を示しており、またあるテキストは投資勘定を発行株式の市価で記録し、貸方側はそれを資本金と資本剰余金に配分する方法を示しているのである。⁽³⁵⁾

このような個別ベースでの処理法の多様性は、既述のようにG A A Pが特定の処理法を勧告しなかったことによるが、それ以外にもう一つ見逃せない要因がある。それは、いずれの処理法によるうが、連結貸借対照表の結果がすべて同一となるという事実である。

ただ、このような多様性は近時、解消する方向にあるように思われる。⁽³⁷⁾ 比較的新しい会計学テキストはほぼ例外なく、子会社投資勘定を子会社純資産の簿価で記録し、他方で子会社利益剰余金をそのまま親会社の帳簿上に引継ぐ処理法を示しているからである。⁽³⁸⁾

なるほど企業の財務報告を連結ベースで行なうことが義務づけられ一般化しているアメリカでは、このような個別ベースでの処理法の多様性はさしたる混乱をもたらさないが、会社法の結合会計規定および配当計算規定との関係では重大な問題を生ぜしめる。なぜなら会社法計算規定の重要な任務である配当可能利益の算定はもっぱら個別財務諸表に依拠しなければならず、⁽³⁹⁾したがってたとえ連結財務諸表が同一となるとしても、個別ベースでの処理法を無差別に選択してよいというわけではないからである。この点で上述のような個別ベースでの処理法

の一本化ないし収束化は、望ましい傾向だといふべきである。これによってメンシルヴァニア法型に属する会社法を除き、模範法やイリノイ法型に属する多くの会社法のもとでは、このような会計学テキストの説く処理法に全面的に従うことが出来るのである。

- (一) 本稿では「企業結合」(business combination)を法律上の合併 (statutory merger and consolidation) のみならず、当事会社との合併またはそれ以上の消滅または子会社として存続する取引を含む広い概念として用いる。 Cf. Accounting Principles Board, *ARB Opinion No. 16*, "Business Combinations," New York: AICPA, 1970, par. 1.
- (二) J. R. Wildman & W. Powell, *Capital Stock Without Par Value*, Chicago: A. W. Shaw Company, 1928, p. 234; W. T. Sunley & P. W. Pinkerton, *Corporation Accounting*, New York: The Ronald Press Company, 1913, p. 498.
- (三) T. York, "Nature of 'Acquired' Surplus," *Journal of Accountancy*, Vol. 69 (May 1940), pp. 367—8.
- (四) この規定は一九二七年法に於て「一九二二年の改正で初めて設けられたものである。」
- (五) その例外がオントリオ法である。この点から同法の合併会計規定を「会計である」と評する識者がある (T. York, *op. cit.*, p. 367)。¹ 私はそのようにには考えない。同法は払込剰余金からの配当を許容してはいるものの、それからの配当については株主に通知することを要求しており (第三八条)。² したがってその前提として剰余金の源泉別経理が必要だからである。
- (六) たゞし T. York, *op. cit.*, pp. 363—6.
- (七) たゞし E. M. Dodd, Jr. & R. J. Baker, *Cases on Business Associations*, Chicago: The Foundation Press, Inc., 1940, p. 1146.
- (八) G.A.A.の概念と源泉はそれ自体で多くの検討を要する重要な論点であるが、本稿ではそれについての議論は概して「1931年 A.I.C.P.A. (A.I.A.) の年報公表・勧告された会社原則と定款」に委ねる。 Cf. M. S. Armstrong, "Some Thoughts on Substantial Authoritative Support," *Journal of Accountancy*, Vol. 127 (April 1969), pp. 44—50.
- (九) Committee on Accounting Procedure, *ARB No. 40*, "Business Combinations," New York: AIA, 1950.
- (十) W. W. Wernitz, "Corporate Consolidations, Reorganizations and Mergers," *New York Certified Public Accountant*, Vol. 15 (July 1945), pp. 379—87.
- (十一) W. M. Black, "Certain Phases of Merger Accounting," *Journal of Accountancy*, Vol. 83 (March 1947), pp. 214—20.
- (十二) J. J. Fuld, "Some Practical Aspects of a Merger,"

Harvard Law Review, Vol. 60 (Sep. 1947), pp. 1092—118.

(21) E. B. Wilcox, "Business Combinations: An Analysis of Mergers, Purchases, and Related Accounting Procedure," *Journal of Accountancy*, Vol. 89 (Feb. 1950), pp. 102—7.

(24) Committee on Accounting Procedure, *ARB No. 43*, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins," New York: AIA, 1953.

(25) Committee on Accounting Procedure, *ARB No. 48*, "Business Combinations," New York: AIA, 1957.

(29) この家風の理由を説明するに当たっては、次の参考になる。A. R. Wyatt, "Mergers, Acquisitions, and Pooling of Interests," in S. Davidson, ed., *Handbook of Modern Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1970, p. 31, 6.

(27) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, *Model Business Corporation Act Annotated*, 2nd ed., Vol. 1, St. Paul: West Publishing Co., 1971, p. 476.

(28) M. Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Brooklyn: The Foundation Press, Inc., 1951, p. 12.

(29) R. J. Gornley, "The Pooling of Interests Principle

of Accounting—A Lawyer's View," *Business Lawyer*, Vol. 23 (Jan. 1968), p. 412 参照。

(28) C. W. Murdock & the Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, 3rd ed., St. Paul: West Publishing Co., 1975, pp. 154—5.

(25) W. P. Hackney, "Financial Accounting for Parents and Subsidiaries—A New Approach to Consolidated Statements," *Univ. of Pittsburgh Law Review*, Vol. 25 (Oct. 1963), pp. 16—7 参照。

(22) この点については親会社の帳簿上では資本剰余金として処理し、連結財務諸表上では利益剰余金として処理する方法は、Perry 博士の提唱をいふ。R. E. Perry, "Pooling of Interests," *The Quarterly* (Touche, Ross, Bailey & Smart), Vol. 8 (Dec. 1962), p. 11.

(23) なお、改正模範法の起草者である Gibson は、「改正前の模範法と公報第四号との乖離をいさめると認識し」、「模範法を企業（会計）実務の進展に調和させることが不可欠な点」を述べている。G. D. Gibson, "Surplus, So What?: The Model Act Modernized," *Business Lawyer*, Vol. 17 (April 1962), p. 481.

(24) ベンチマーク法の多くは、第七〇四条四項により直接的には株式取得について持分マージン法の適用が認められつつあるが、第四節で述べたように第七〇二条A

項第(4)号により事実上それが認められていると解すべきことが出来る。

- (25) この要件に対する批判論については次を参照。R. O. Kunnert, "The Financial Provisions of the New Washington Business Corporation Act: Part II," *Washington Law Review*, Vol. 42 (1966), p. 144.
- (26) G. D. Gibson, *op. cit.*, pp. 481—3.
- (27) 従来、利益剰余金の承継を強制していた会社法が、改正後は一転してそれを任意としたことに注意されたい。
- (28) 仮に会社法が持分フリーング法の適用要件を緩く定めながら、その適用を義務づけていたとすれば、会社法とAAPとのき裂はますます広がっていったであろう。
- (29) たとえばイリノイ事業会社法は一九六七年の改正によって、企業結合における受入資産の評価に関する明文規定を設け(第一九条四項)、それによって帳簿価額で資産を引継ぐ道を開いた。また、ノース・カロライナ事業会社法は一九七三年に改正を行ない模範法と同一内容の結合会計規定(特に利益剰余金の承継規定)をもつに改めた(第四九条(6)号)。他方で資産の評価については「公正な会計慣行の一般に認められた原則」(Generally accepted principles of sound accounting practice)に従うことが義務づけられているため(同条(9)項)、被結合会社の資産を帳簿価額で引継ぐことができると解される。
- (30) M. de Capriles & J. M. Brown, "Accounting for Business Combinations Under the New California Corporations Code," *Hastings Law Review*, Vol. 29 (May 1978), p. 868 参照。
- (31) W. P. Hackney, "Accounting for Mergers and Acquisitions Under the New Jersey Business Corporation Act," *Rutgers Law Review*, Vol. 23 (Summer 1969), p. 692; G. R. Catlett & N. O. Olson, *Accounting for Goodwill*, New York: AICPA, 1968, pp. 51—4 参照。
- (32) したがって企業結合と配当可能利益との関係をめぐる一般的立論は、分析の射程をのれんを含む資産の評価ならびに損益計算への影響にまで拡張してはじめて可能となる。しかし紙幅の関係から本稿ではこの点だけを指摘するにとどめ、それらの問題についての考察は別稿で行なう予定である。
- (33) W. P. Hackney, *op. cit.*, (1963), p. 16; (1969), p. 700.
- (34) このような解釈に対しては Fiths & Kripke から賛成論が出られる。T. J. Fiths & H. Kripke, *Accounting for Business Lawyers*, St. Paul: West Publishing Co., 1971, p. 557.
- (35) 参考 H. A. Finney & H. E. Miller, *Principles of Accounting—Advanced*, 5th ed., Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, Inc., 1960, pp. 472—3; H. Si-

- mons & W. E. Karrenbrock, *Advanced Accounting—Comprehensive Volume*, 4th ed., Cincinnati, Ohio: South-Western Publishing Co., 1968, pp. 329—30; C. H. Griffin, T. H. Williams & K. D. Larson, *Advanced Accounting*, rev. ed., Homewood, Illinois: Richard D. Irwin, Inc., 1971, p. 311.
- (87) 矢野武雄 W. B. Meigs, C. E. Johnson & T. F. Keller, *Advanced Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1966, pp. 357—61.
- (88) その主たる要因として、A. H. H. 意見書第一六六の公表（特許シムンマン五一年四月五三参照）のほか、一九六〇年代以降の模倣品ならびにパターンの類型に属する各社特許合会計規定の普及が挙げられる。
- (89) たむら武 R. Copeland, D. L. Crumbley & J. F. Wojdak, *Advanced Accounting*, Hinsdale, Illinois: Dryden Press, 1971, pp. 66—7; W. B. Meigs, A. N. Mo-sich & E. J. Larsen, *Modern Advanced Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1975, pp. 182—5; C. H. Griffin, T. H. Williams & K. D. Larson, *Advanced Accounting*, 3rd ed., Homewood: Richard D. Irwin, Inc., 1977, pp. 192—3; P. M. Fischer, W. J. Taylor & J. A. Leer, *Advanced Accounting*, Cincinnati: South-Western Publishing Co., 1978, p. 217; F. A. Beams, *Advanced Accounting*, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, Inc., 1979, p. 345; A. A. Haried, L. F. Indicke & R. E. Smith, *Advanced Accounting*, New York: John Wiley & Sons, 1979, pp. 45—9.
- 中への Griffin et al. の著書は、そのような配当率の要素を如表に表わしている。注 (85) 参照。
- なお私が調べた限りでは、このような通説とは異なる処理法を認めるものとして、次のものを挙げてみる。M. A. Miller, *Miller's Comprehensive GAAP Guide*, New York: Harcourt Brace Jovanovich, Inc., 1980, p. 3. 23.
- (90) これに対する例外として一九七五年に成立した新カリフォルニア一般会社法をあげることが出来る。同法は配当可能財源の計算を全面的に連結財務諸表に基づいて計算すべきことを定めた。なお、同法の配当計算規定については、次を参照されたい。拙稿「資本維持の原則と配当可能財源の計算（完）」『産業経理』一九八一年五月号。

(一橋大学専任講師)